

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	22 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年1月から43年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたことを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時は、主として亡くなった母又は私が、毎月200円ないし250円程度の保険料を町内の集金人に支払い、「国民年金保険料個人カード」に領収印を押してもらった。

現在、昭和44年度の保険料個人カードしか所持していないが、それ以前の保険料も納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料を納付していたとするその母は、制度発足時から国民年金に加入し、60歳までの約23年間の保険料をすべて納付している上、昭和46年1月からは付加保険料も納付しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和44年5月31日に払い出されたことが確認でき、その時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。申立人の国民年金保険料納付記録は、A町役場（現在は、B市役所）作成の国民年金被保険者名簿により、44年4月から同年12月までの9か月の保険料（月額250円で納付額の合計は2,250円）が納付された後、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間であったため、処理年月日は不明であるものの、当該納付済保険料を未納期間であった40年8月から同年12月までの5か月の保険料に充当され

たことが確認できる。当該充当処理は、44年4月から同年12月までの保険料が納付された時点では、本来時効により、40年8月から同年12月までの未納期間に充当することはできないものの、A町役場作成の国民年金被保険者名簿によれば、月額450円で充当（充当金額の合計は2,250円）されたことが確認でき、その金額を考慮すると、1か月当たりの保険料が450円であった第1回特例納付の期間（昭和45年7月から47年6月まで）において当該処理が行われたことを否定できない。

しかしながら、日本年金機構Cブロック本部D事務センターは、「法的な根拠が無いこのような事務処理を社会保険事務所（当時）又は市町村の判断で行うとは考えにくいことから、当該事例の場合、ご本人と相談し、特例納付の申出を受理した上で処理したものと思われる。」と回答していることから、行政側から当該充当処理に関する連絡を受けた申立人の母がそれに同意するとともに、特例納付の勧奨を受け、申立期間の保険料について特例納付を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和61年5月ごろに親の勧めで国民年金に加入し、63年4月に就職するまで、毎月、保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立期間の前後の期間は、保険料が納付済みである。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立期間を除き、3年7か月の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められ、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月から52年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

昭和50年8月に結婚のため勤務していた会社を退職したが、すぐには国民年金に加入しなかった。婚姻後は主人の自営業を手伝っていたが、ある日、A市役所から50年9月から国民年金の保険料が未納になっているので納めるよう納付書が送られてきた。納付は義務と考え、納付書を持ってB銀行C支店において約5万円を納付したと記憶している。

未納分をさかのぼって納付したので保険料に未納は無いはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年9月19日に払い出されていることが確認できる上、特殊台帳により、昭和52年度分の過年度保険料を53年12月2日に納付していることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の納付記録を見ると、昭和52年4月以前の保険料を過年度納付している者が確認できる上、申立人がさかのぼって納付したとする保険料額は、申立期間のうち過年度納付を行った53年12月において過年度納付が可能であったと推認できる51年10月から53年3月までの期間の保険料合計額とほぼ一致しているとともに、申立人の夫の当該期間は納付済みとなっていることから、申立人が当該期間の保険料を

納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年9月から51年9月までの期間の保険料については、申立人はさかのぼって納付したと主張しているが、申立人が過年度納付した53年12月の時点では時効により保険料を納付することができない上、当該期間の保険料を特例納付で納付したとすると、申立人が記憶する納付金額とは大きく乖離^{かいり}するなど特例納付をうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年3月まで
② 昭和44年5月

60歳になって、年金裁定請求のため社会保険事務所（当時）に行ったところ、過去に未納期間及び未加入期間があることを知った。

その後、年金問題が大きく報道されたので、再度、社会保険事務所に出向いて記録を確認したところ、やはり、申立期間①が未納、②が未加入であるとの回答を受け取った。

申立期間①については、私が20歳になったとき、父が、「お前の国民年金保険料も納付してやらなければ。」と言っていたことを覚えている。申立期間②については、自分がA事務所に勤務していたころ、私自身で国民年金保険料を1か月分納付した記憶がある。

それにもかかわらず、申立期間が未納及び未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、国民年金制度発足時から国民年金に加入し、約14年間にわたる国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立人と同様に父が納付していたとする申立人の兄も20歳の加入時から保険料が納付されていることから、納付意識は高かったことが認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和40年8月ごろに払い出されたことが推認でき、納付意識の高いその父が申立人の国民年金手帳記号番号の払い出し時点で、過年度納付が可能であっ

た申立期間①の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

- 2 申立期間②について、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録欄には、資格喪失日が昭和43年6月1日、資格取得日が51年10月5日となっていることから、申立期間②は国民年金の未加入期間となっている上、特殊台帳及びB役場（現在は、C市役所）作成の国民年金被保険者名簿の資格記録欄においても未加入期間となっていることから、申立期間②は納付書が発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成4年2月1日と認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成3年9月は14万2,000円、同年10月から4年1月までは15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から同年6月1日まで
② 平成3年9月30日から4年2月1日まで

社会保険事務所(当時)から、A社で同じ時期に勤務していた同僚の年金記録が、年金記録確認第三者委員会における審議の結果、訂正されたとの連絡を受け、私も、自身の年金記録を社会保険事務所に照会したところ、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間中も、保険料は給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成3年9月30日となっているが、申立人が保管している金融機関の総合口座通帳において、同年10月以降も、毎月10日前後に、同社から給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人が申立期間②当時、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が、平成4年4月30日付けで3年10月31日にさかのぼって行われているとともに、申立人を含む20人についての厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理も、4年4月30日付けで3年9月30日にさかのぼって行われたことが確認できる。

なお、オンライン記録から、A社において平成3年6月以前に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、かつ、申立人と同様に、同資格を喪失した旨の処理が4年4月30日付けで3年9月30日にさかのぼって行われていることが確認できる被保険者11人は、いずれも3年10月の標準報酬月額の時決定が取り消されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとする処理や被保険者資格を喪失させる処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらず、申立人がA社において平成3年9月30日に被保険者資格を喪失したとする記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を、申立人が申立期間②以後に継続して勤務し、かつ、同社と事実上同一会社であるB社における資格取得日と同日の4年2月1日に訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録から、平成3年9月は14万2,000円、同年10月から4年1月までは15万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、上記総合口座通帳において、平成3年2月以降、毎月10日前後に、A社から給与が振り込まれていたことが確認できることから、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に廃業していることから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人がその氏名を記憶する元同僚は、「自分も、A社に入社した日と同社で厚生年金保険に加入した日は一致していない。」と証言していることから、当時、同社では、必ずしも従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を昭和38年10月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支社における資格取得日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月1日から同年11月1日まで
② 昭和40年4月1日から同年5月20日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社（現在は、D社）に継続して勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので、再度、記録を確認したが、やはり申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

A社には入社から退職まで継続して勤務しており、厚生年金保険被保険者期間に加入記録漏れがあることに納得がいかないため、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたD社発行の在職証明書、同社から提出された職務履歴及び同社の回答から、申立人

が申立期間①においてA社に継続して勤務し（昭和38年10月1日にA社本社からA社B部に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B部に係る昭和38年11月の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人から提出されたD社発行の在職証明書、同社から提出された職務履歴及び同社の回答から、申立人が申立期間②においてA社に継続して勤務し（昭和40年4月1日にA社E支社から同社C支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支社に係る昭和40年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社C支社は、申立期間②は適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人の記憶している従業員数及び同僚の証言等により、同社は法人事業所であり5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所となるべきところ、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から62年3月まで

年金相談を契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、当時、生活が苦しく納付が遅れ気味であったため、督促に来たA町役場（現在は、B市C区役所D出張所）の職員に1か月分又は数か月分の保険料をまとめて納付していた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は48か月と長期間である上、納付金額など保険料納付に関する申立人の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその元夫の婚姻期間における国民年金保険料の納付記録は一致しており、申立期間は元夫の保険料も未納である上、元夫に聴取しても、「国民年金の手続及び保険料納付は申立人が行っていた。」として、申立期間の保険料納付状況について具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成元年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、申立期間当時、大学に通っていたが、20歳になったころ、自宅に国民年金への加入を勧奨する通知が届いたことから、母が心配し、私の加入手続きを行い、私が就職するまでの間、保険料を納付してくれた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその母は、既に亡くなっているため、具体的な保険料納付状況等が不明である上、申立人の父及び姉に聴取しても、申立期間の保険料納付状況等について具体的な証言を得ることができなかった。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人は、国民年金手帳記号番号が記載された自身の年金手帳を見た記憶が無いとしている。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から49年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間のうち、昭和45年2月から46年3月までの期間は国民年金の加入記録が確認できず、同年4月から49年3月までの期間は保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和45年2月ごろ、自宅にA町役場（現在は、B市C区役所）の職員が国民年金の加入勧奨に来たので、私が役場に出向き加入手続を行った。

保険料は、私が納付書により、3か月ごとに3,000円前後の金額を役場において納付していた。

このため、申立期間の前半部分が未加入期間とされ、後半部分が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和46年4月1日を資格取得日として、48年10月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間のうち、45年2月から46年3月までの期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書が発行されたものとは考え難い上、同年4月から同年6月までの期間は、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、過去の未納保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上、申立人の記憶する納付金額は、申立期間直後の納付済みとなっている昭和49年4月以降の保険料額の3か月分とほぼ一致している。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申

立人も、現在所持する年金手帳のほかに、別の年金手帳を所持していたかどうか覚えていないとしている。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から52年2月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、国民年金に加入していた父から国民年金の加入を勧められ、加入手続を行ったが、その時期、場所については、はっきりと覚えていない。

保険料は、町内会費と一緒に、3か月ごとに1,000円ぐらいの金額を町内会長に納付していた。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和52年3月9日を資格取得日として「任意」の被保険者種別で同年3月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は国民年金の任意未加入期間であることから、さかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入時期について記憶が曖昧である上、申立人に国民年金の加入を勧めたその父は既に亡くなっているため、証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間当時、町内会長が住民の保険料を集めていたとしているところ、国民年金委員名簿により、申立人の記憶する二人の町内会長が国民年金委員に委嘱されていることが確認できるものの、当該二人の元町内会長は既に亡くなっているため、証言を得ることができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、

申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人も、現在所持する年金手帳のほかに、別の年金手帳を所持していたかどうか覚えていないとしている。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から平成3年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間は申請免除期間であるとの回答を受け取った。

私は、離婚が成立した昭和57年11月に国民年金と国民健康保険に加入するために、A市役所B地区事務所（現在は、A市C区役所D出張所）に出向き加入手続を行った。申立期間の保険料は、市役所から送付されてきた納付書に現金を添えて、毎月、A市役所B地区事務所において納付していた。その後、E団体の人に相談したら、保険料の免除制度があることを教えてもらい申請免除の手続を行った。

私は、申請免除の手続を行ったのは平成3年4月ごろと記憶しているので、申立期間が申請免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚が成立した昭和57年11月に国民年金と国民健康保険に加入するために、A市役所B地区事務所に出向き加入手続を行ったとすると、申立人の国民年金被保険者台帳（紙台帳）によれば、同年11月から60年3月までの期間で「申免」のゴム印が確認でき、また、オンライン記録においても57年11月から60歳到達時の平成21年*月までの全期間が申請免除期間となっていることが確認できる。

また、F市役所（現在は、A市G区役所）作成の国民年金被保険者名簿により、昭和57年11月18日に国民年金の資格を取得していることが確認でき、同名簿の納付記録欄には、同年11月から平成17年6月までが申請免除期間となっていることから、行政側の記録管理に不自然な点は見当たらない。

さらに、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出

された形跡は見当たらない上、申立期間も 101 か月と長期間であることに加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年9月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和59年3月、勤めていた会社が会社更生法の適用を申請し、私を含む多くの従業員が解雇された。その際、会社側から失業保険、国民年金、国民健康保険等の手続について説明があり、その手続のため、市役所や公共職業安定所などに出向いた記憶があるので、国民年金についても加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したはずである。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である上、現在、所持している年金手帳のほかに、別の年金手帳を交付された記憶も無いとしている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から平成 3 年 2 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入期間とされていた。改めて、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間に係る国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

当時、私は大学生であり、親からの仕送りで生活していたが、20 歳になったら国民年金に加入するものと考えていたため、A 市役所において転入手続を行った際に国民年金の加入手続も行った。

国民年金の加入当初に口座振替による保険料納付を申込み、口座振替が始まる前の加入当初の保険料を除き、口座振替により保険料を納付していた。

当時の銀行預金通帳は無いが、保険料はその口座から定期的に 7,000 円ないし 8,000 円程度引き落とされていたと記憶している。

このため、申立期間が国民年金の未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人が大学院生であった平成 3 年 3 月 15 日を資格取得日として、「任意」の被保険者種別で同年 3 月ごろに払い出されたものと推認でき、任意加入の場合は、制度上、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、現在、所持する年金手帳のほかに、もう 1 冊、年金手帳を所持していたとしているものの、その手帳に関する記憶は曖昧である上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年8月まで

「ねんきん特別便」が送付されてきたことで、基礎年金番号が二つあることを知り、年金記録の統合手続を行った。その後、「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和59年3月ごろに住所変更などのためにA区役所に行った際、国民年金の加入を勧められ加入手続を行った。その後、A区役所の窓口において、郵送されてきた納付書に現金を添えて毎月納付していた。

私が所持している年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄に、昭和59年3月29日から61年9月21日(1号)と記載され、A区のゴム印が押されていることから、保険料納付が裏付けられている。当時、生活が苦しいなか、保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和63年2月ごろに払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない。

また、申立人の所持する年金手帳は、その様式から基礎年金制度が導入された昭和61年4月以降に発行されたものと確認でき、年金手帳の氏名欄には婚姻後の氏名、最初の住所欄には同年10月12日に転居した住所が記載されている上、申立人は、現在所持する年金手帳しか受け取ったことがないとしていることから、申立人が59年3月ごろに加入手続及び保険料納付を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「申立期間の年月日が、所持している年金手帳の国民年金の記録欄に被保険者期間として記載されていることが、納付を行った証拠である。」と主張しているが、年金手帳の「国民年金の記録（１）」欄は被保険者期間のみを示したものであり、納付を行った事実の裏付けとはならない。

加えて、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から46年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から46年1月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金の加入及び納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

私は国民年金の全期間を完納したい希望を持っており、婚姻の翌月にA町役場（現在は、B市役所Cセンター）において国民年金の加入手続を行い、20歳から21歳までの間の13か月分をさかのぼって、一括納付したので空白期間は無いと思っていた。

それにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和46年3月4日に払い出されたことが確認でき、申立期間は、その夫が共済組合加入期間であるため、国民年金の任意未加入期間であり、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、特殊台帳により、申立人は、昭和42年11月14日を資格取得日として強制加入していることが確認できるものの、氏名及び住所が婚姻後のものとなっていることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された当時、実施中であった第1回特例納付により保険料を納付するため加入したものであり、事実、申立人の主張どおり42年11月から43年11月までの13か月間の保険料が、第1回特例納付期間中の46年2月25日に納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間は婚姻による任意加入期間のため、昭和43年12月

30日に申立人の被保険者資格を喪失させ、実際加入手続が行われた46年2月15日を任意加入による被保険者資格の取得日とされたものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付は、父が行ってくれたと思うので、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和42年4月3日に国民年金被保険者資格を新規取得したことが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月から34年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が船員保険被保険者期間となっていなかったため、改めて社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間は船員保険被保険者期間となっていないことが判明した。

私は、従兄の紹介で、A社に勤務し、B地方及びC地方で漁をしていた。同社では、D丸、E丸及びF丸に乗船しており、F丸と一緒に乗船していた同僚から、同社における船員保険被保険者期間があることを聞いた。F丸に乗船していたとき、盲腸炎でC市にあるG病院で手術をしたが、会社の保険を使ったと記憶している。

このため、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社のD丸、E丸及びF丸に乗船していた。」と申し立てしているところ、A社の元代表取締役は、「いずれの船舶も、A社が所有していた船舶である。」と証言している上、申立人は、同社に係る船員保険被保険者名簿において氏名の確認できる被保険者を複数記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和29年5月から34年6月までの期間、A社に勤務した。」と申し立てしているが、H社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人は、昭和33年9月8日に同社における船員保険被保険者資格を取得し、同年11月29日に資格を喪失していることが確認できる。

また、日本年金機構I年金事務所が保管する船員保険船舶所有者記号原簿において、A社は、昭和33年3月10日に船員保険の適用事業所となっており、

申立期間のうち、同年3月9日以前の期間については、同社は船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、同社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立人がF丸と一緒に乗船していたとしている船員は、「A社に3、4年くらい勤務していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、当該同僚のA社における船員保険被保険者期間は、5か月であることが確認できる上、同社に係る船員保険被保険者名簿において氏名が確認できる他の船員も、同社における勤務期間と船員保険被保険者期間が一致していないとしていることから、当時、同社では、必ずしも採用と同時に従業員を船員保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間において、「C市のG病院で盲腸炎の手術をし、その際、会社の保険を使った。」と申し立てているが、G病院に照会したところ、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人が、申立期間において、船員保険の被保険者として保険給付を受けたことが確認できない。

また、申立人は、申立期間において、事業主により給与から船員保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 7 月 10 日から 31 年 5 月 31 日まで
② 昭和 34 年 1 月 10 日から 37 年 3 月 26 日まで

65 歳の年金手続の際に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社 B 出張所と C 社 D 出張所に勤務した申立期間①及び②について、記録が無い旨の回答を受け取った。

その後も数回にわたり、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したが、結果はいつも記録が無いとの回答であった。

その後、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録は無かった。

A 社 B 出張所と C 社 D 出張所に勤務したのは間違いないので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「建設工事の資材係の責任者として勤務した。」と申し立てしているところ、A 社は、「申立期間①当時の資料が無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人が申立期間①当時、同社 B 出張所に勤務していた従業員として名字を記憶している二人は、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できず、所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、申立人は、「C社が施工していた工事現場の工事従事者の給料計算経理事務を行っていた。」と申し立てているところ、C社の事務代行を行っているE社は、「申立期間②当時の資料が無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、同社人事部担当者は、「当社が手掛けた建設工事は、F所新設工事だけである。工事は通常、社員名簿に現地工事関係者の氏名が記録されるが、工事事務所の名簿には申立人の氏名は見当たらない。」と証言している上、申立人が申立期間②当時、C社に勤務していた従業員として名字を記憶している二人は、当該事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できず、所在が不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立人は申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 1 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで
② 平成 15 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①における標準報酬月額が9万8,000円となっていることが分かった。

申立期間①以前の標準報酬月額は62万円であり、申立期間①中も給与額に大きな変動は無かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

また、A社には、平成15年3月末日まで勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成13年1月1日から同年6月1日までの期間について、市役所から提出された申立人に係る市民税・県民税課税回答書から、申立人は、給与から標準報酬月額62万円に相当する厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、平成13年6月29日付けで、同年1月1日にさかのぼって随時改定が行われ、標準報酬月額は9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿から、申立人は、当該期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の元従業員は、「平成13年前後に会社の経営状況が悪くなり、

申立人は、その当時、社会保険事務所（当時）と電話でやりとりをしていたと思う。その理由は、A社が社会保険料を滞納していたからだと思う。」と証言している上、年金事務所が保管する同社に係る平成12年度から14年度までの滞納処分票の記載から、同社は、平成12年から15年にかけて、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

以上のことから、申立期間に係る平成13年6月29日付けの処理に関しては、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間①のうち、平成13年6月1日から14年12月1日までの期間について、上記市民税・県民税課税回答書、平成14年分所得税の確定申告書及び平成14年分給与所得の源泉徴収票から、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることが推認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間①のうち、平成14年12月1日から15年3月1日までの期間について、平成15年分所得税の確定申告書及び給与所得の源泉徴収票から、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できることから、記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間②について、オンライン記録から、A社は平成15年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、同社が適用事業所であった当時に勤務していた複数の従業員に照会したものの、申立期間②当時における申立人の勤務状況に関する具体的な証言は得られず、申立期間②における申立人の勤務実態が確認できない。

また、平成15年分所得税の確定申告書及び平成15年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったものと推認できる上、オンライン記録から、申立人の健康保険被保険者証は、同年3月13日に回収されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A社B支店に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた当時の同僚 14 人がいずれも、オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、前述同僚のうち、所在が確認できた3人は、「申立人のことを知っている。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しているため、当時の人事記録及び給与関係等の書類を確認することができない上、上記同僚3人からは、申立人の厚生年金保険料控除に関する具体的証言が得られなかったことから、申立人の同社における勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年春から25年11月まで
② 昭和26年10月から28年11月まで
③ 昭和29年8月から32年2月まで
④ 昭和35年5月から36年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

入社前に、事業所が厚生年金保険の適用事業所であることを確認したか、あるいは、入社後に、自分が厚生年金保険に加入できることを事務員に確認したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A市に所在するB事業所に勤務していた。」としているが、B事業所の所在地や事業主の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、B事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間①の直後の昭和25年11月10日に、C事業所（現在は、C社）において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、C社は、「申立人に係る履歴書及び従業員名簿は保管していない。」と回答している。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、証言が得られないため、申立人の申立期間①の勤務実態を確認することができない。

加えて、オンライン記録において、B事業所の類似事業所として、「D社」、「E社」及び「F社」の3社が確認できるが、これら3社の厚生年金保険の

新規適用日はいずれも、申立期間①の後であり、オンライン記録から、申立人は、3社において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「A市に所在するG事業所に勤務し、Hの部品を製作していた。取引先の会社名、事業主及び同僚一人の氏名を記憶している。」としているが、オンライン記録において、G事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、申立人が記憶する事業主及び同僚と思われる人物の年金記録を確認することができない。

また、申立人が、G事業所の取引先と記憶するI事業所（現在は、J社）の会長は、「当社は、昭和20年代からHの部品製造をしており、G事業所という外注先があったようだが、それ以上のことは、当時の資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、G事業所の類似事業所として、「K社」及び「L社」の2社が確認できるが、両社の厚生年金保険の新規適用日はいずれも、申立期間②の後であり、オンライン記録から、申立人は、両社において、厚生年金保険に加入していることが確認できない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「A市に所在するM事業所に勤務し、事業主の氏名を記憶している。」としているが、オンライン記録において、M事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、N組合が保管する組合員名簿において、申立人が記憶する事業主名と同一の者が代表者を務めるO社が確認できるが、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、同社は、申立期間③より後の昭和36年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、オンライン記録から、申立人は、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できない。

さらに、O社は、既に解散しており、事業主の所在は不明である上、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、証言が得られないため、申立人の申立期間③の勤務実態を確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「A市に所在するP事業所に勤務し、会社の2階の寮に住んでQの製造をしていた。」としているが、P事業所の所在地や事業主の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、P事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、証言が得られないため、申立人の申立期間④の勤務実態を確認することができない。

さらに、オンライン記録において、P事業所の類似事業所として、「R社

(現在は、S社)」が確認できるが、S社は、「当社に寮は無く、Qの製造はしていない。」としている上、同社の厚生年金保険の新規適用日は、申立期間④より後の昭和48年6月1日であり、オンライン記録から、申立人は、同社において、厚生年金保険に加入していることが確認できない。

- 5 申立人は、いずれの申立期間についても、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、いずれの申立期間についても厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年6月16日から30年7月2日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かったので、改めて社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかったことが判明した。

申立期間中は、A社(現在は、B社)に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、A社C支店、同社D支店及び同社E支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と近く、また申立人と同年代である従業員13人を抽出したが、12人は既に亡くなっているかその所在が確認できない上、連絡の取れた1人も、申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において同社に引き続き勤務していたという証言を得られなかったことから、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 40 年 9 月から 45 年 11 月まで
③ 昭和 45 年 11 月から 47 年 6 月まで
④ 昭和 47 年 6 月から 48 年 10 月まで

地元で社会保険事務所（当時）の年金出張相談会があり、その際に自身の年金記録を照会したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

いずれの申立期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「以前から A 施設 B 地方に季節労働者として出稼ぎに行っていた同郷の人の紹介で、同地方を施工していた C 社の D 班に勤務した。」と申し立てしているところ、C 社は、「申立人の在籍記録が無いため、保険料控除等については不明である。また、D 班については、詳細は不明である。」と回答している上、申立人が、申立期間①当時、一緒に勤務していたとして氏名を挙げている同僚 4 人は、既に亡くなっているか、その所在が確認できないことから、申立期間①において、申立人が同社で勤務していたこと及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、上記同僚のうち二人は、オンライン記録において、その年金記録が確認できるが、いずれの同僚も、C 社において、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、「E社の下請業者であったF事業所で、G施設及びH施設のI工事に携わっていた。」と申し立てているところ、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人は、申立期間②のうち、昭和42年6月22日から同年12月26日までの期間、43年6月17日から44年3月10日までの期間、及び同年7月3日から同年8月31日までの期間は、J社K支店において、同年9月1日から45年5月6日までの期間は、F社において、それぞれ勤務していたことが確認できる。

しかしながら、J社は、「正社員のリストに申立人の氏名が確認できなかったので、申立人は、現場採用者の可能性が高い。この場合、給与体系が月給制、日給月給制、時給制のいずれかであったと思われ、月給制以外の従業員は厚生年金保険に加入させなかった。また、健康保険及び雇用保険は、日雇の制度で加入していた可能性がある。」と回答している。

また、F社は、「当時は、I作業員募集要項により、I作業員は、L健康保険組合の第二種組合員として、健康保険に加入させたが、厚生年金保険には加入させず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答してところ、同社が保管している昭和45年1月のI作業員募集要項には、給与からの控除項目として、失業保険料及び健康保険料は記載されているものの、厚生年金保険料は記載されていない。

さらに、申立人が、申立期間②当時、一緒に勤務していたとして氏名を挙げている同僚5人は、オンライン記録において、J事業所における厚生年金保険期間を確認できない上、その所在が確認できないことから、申立期間②において、申立人の同社での保険料控除について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人は、「M社N事業所（現在は、M社O事業所）に出稼ぎとして勤務していた同郷の人の紹介で、当該事業所に勤務した。」と申し立てているところ、M社O事業所は、「当事業所保管の人事記録を探したが、申立人が在籍をしたかどうかは不明である。」と回答している上、申立人が、申立期間③当時、一緒に勤務していたとして氏名を挙げている一人の同僚は、既に亡くなっているため、申立期間③において、申立人がM社N事業所で勤務していたこと及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、オンライン記録から、当該同僚は、M社N事業所において、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

4 申立期間④について、申立人は、「P事業所（現在は、Q社）には、公共職業安定所の紹介で、出稼労働者として勤務した。同郷から出稼労働者が勤務していると聞いた。」と申し立てているところ、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、申立人は、申立期間④のうち、昭和47年6月

7日から48年9月18日まで、P事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、Q社は、「申立人は、当事業所には勤務していない。」と回答していることから、申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない上、申立人が、申立期間④当時、一緒に勤務したとして氏名を挙げている同僚3人は、オンライン記録から、P事業所において、厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

- 5 すべての申立期間について、オンライン記録から、申立人は、昭和35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、48年10月31日に資格を喪失するまでの間、すべての月において、保険料が納付済みとなっているか、申請免除期間となっていることが確認できる。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和 53 年 2 月 2 日から A社に勤務し、毎月の給与明細書を夫と確認して、給与から厚生年金保険料が控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員 8 人に照会したものの、申立人の申立期間当時における勤務状況に関する具体的な証言は得られず、当該事業所の当時の事業主は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、申立期間当時、A社が社会保険事務を委託していた労務事務所から提出された事業所台帳記載の申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、オンライン記録において確認できる被保険者資格取得日と同一日の昭和 53 年 4 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録から、A社における資格取得日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 14 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険加入期間となっていないことが分かった。

申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険料は給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間当時、A社において、厚生年金保険に加入していることが確認できる二人の従業員の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に解散しており、当時の事業主も、「昭和 63 年 5 月 30 日に解散し、社会保険業務に携わっていた社会保険労務士も既に亡くなっており、当時の資料も廃棄していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答していることから、申立人の同社における勤務期間及び保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、上記同僚二人からは、申立人のA社における勤務期間について具体的証言は得られなかった上、上記同僚の一人は、「人の出入りが激しかったことから、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させることはなかった。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月28日から27年11月26日まで
社会保険事務所(当時)に年金相談に行った際、A社に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給済みであることが分かった。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、支給日や支給金額に加え、支給根拠となる該当条文など、脱退手当金が支給されたことが記載されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後各7ページに記載されている脱退手当金受給資格者41人の支給記録を調査したところ、支給記録がある被保険者は21人であることが確認でき、そのうち16人がいずれも資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A社を退職後、昭和59年6月まで厚生年金保険への加入が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立期間と申立期間後に厚生年金保険に再加入した被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別番号が払い出されたものとするのが自然である。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 12 月 1 日から 12 年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、平成 9 年 12 月から 10 年 11 月までは 24 万円、同年 12 月から 12 年 8 月までは 13 万 4,000 円となっているが、家計簿の給料欄には、9 年 12 月から 10 年 8 月までの給与支給額は 44 万円、同年 9 月から 11 年 12 月までは 32 万円、12 年 1 月から同年 8 月までは 30 万円と記載されているので、申立期間の標準報酬月額を、当該給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額について、実際の報酬月額よりも低額であると申し立てている。

しかしながら、A社が保管している平成 9 年 9 月分の給料支払明細表から、申立人に対しては、24 万 9,000 円の給与が支給されていることが確認できる上、同社が保管している 10 年から 12 年までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）の総支給金額欄の記載から、10 年 1 月から同年 8 月までの期間は各月 24 万 9,000 円、同年 9 月から 12 年 10 月までの期間は各月 13 万円の給与が支給されていることが確認できる。

また、上記源泉徴収簿の社会保険料の控除額欄の記載から、申立期間のうち、平成 10 年 1 月 1 日から 12 年 9 月 1 日までの期間について、申立人の給与からオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、前述の給与支給明細表及び源泉徴収簿から、申立期間のうち、9 年 12 月 1 日から 10 年 1 月 1 日までの期間について、申立人の給与からオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除され

ていることが推認できる。

さらに、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書から、事業主が、申立人の申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、A社において代表取締役社長又は取締役会長だったとしている（平成10年分及び11年分の源泉徴収簿職名欄に会長と記載されている。）上、同社の社会保険の手続について、「自分が会計担当者に指示していた。」としていることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 22 日から同年 12 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

公共職業安定所のあるせんで、A事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所を経営していたB社は、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 54 年 9 月である。」と回答しているところ、同社から提出された健康保険厚生年金保険新規適用事業所現況書（その 1）により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 54 年 9 月 20 日であることが確認できる上、同社は、「資料が無いため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B社の現取締役は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になる昭和 54 年 9 月以前は、従業員に対して国民年金に加入するように指導していた。」と証言しているところ、オンライン記録から、同社において厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の元従業員は、「B社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民年金に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を

控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。